

令和8年9月1日

会員事業所 各位

気仙沼商工会議所

会頭 菅原 昭彦

令和8年熊本地震災害支援金へのご協力のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当商工会議所事業運営に対しまして、多大なるご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、7月28日、熊本県を震源とする非常に強い地震が発生しました。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

この地震により、主要産業の製造拠点が打撃を受け、被災地を超えて全国的なサプライチェーン等に影響が広がっており、熊本県をはじめとする九州産業のみならず、各地域経済、ひいてはわが国経済への影響が大きく懸念されます。

そこで、日本商工会議所では、九州商工会議所連合会と連携し、一日も早い復旧・復興を後押しすべく、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業に活用していただくための災害支援金の募集を全国の商工会議所に対し募集することになりました。

当所としてもこの趣旨に賛同し、この災害支援金募金へ協力することといたしました。

つきましては、すでにそれぞれのお立場で義援金のご協力をされておられると存じますが、上記趣旨をご賢察のうえ、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 災害支援金寄贈先

本災害支援金は当所で取りまとめ、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業に必要な費用として活用させていただく予定です。

2. 申込方法

誠に恐縮に存じますが、別紙「令和8年熊本地震災害支援金申込書」に、募金口数（1口：1万円）ほか必要事項をご記入の上、FAX（0226-24-3817）にて9月25日（金）までお申し込み下さい。併せて下記口座にお振込みくださいますようお願い申し上げます。

※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。

■支援金：1口 1万円でご賛同いただける口数

■受付口座：七十七銀行 気仙沼支店 普通預金0105279

気仙沼商工会議所 会頭 菅原 昭彦

3. 領収書は、災害支援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせていただきます。

担当 気仙沼商工会議所 総務部総務課（佐藤・小野寺）

気仙沼市八日町 2-1-11 TEL0226-22-4600

令和8年熊本地震災害支援金

申 込 書

事業所名

標記災害支援金について下記のとおり申し込みます。

口

円

※振込予定日： 月 日

ご担当者

ご連絡先

＜個人が災害支援金を支出する場合の所得税の取扱い＞

所得控除はありません。

＜法人が災害支援金を支出する場合の法人税の取扱い＞

一般寄附金は、下記の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められています。

〔期末資本金の額等（資本金の額＋資本準備金の額又は出資金の額）×12分の当期の月数×1000分の2.5＋所得の金額（法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額）×100分の2.5〕×4分の1＝〔損金算入限度額〕

計算例 期末資本金の額等 1,000 万円、所得の金額 1,500 万円、1 年決算法人の場合の損金算入限度額

〔1,000 万円×12 分の 12×1000 分の 2.5＋ 1,500 万円 ×100 分の 2.5〕×4 分の 1＝〔10 万円〕

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体（県市町村）への募金をご検討いただけますと幸いです。